

番号	2
措置の名称	都道府県森林審議会の所掌事務に関する通知の発出
措置の内容	森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 68 条第 2 項に規定する都道府県森林審議会の所掌事務に係る「この法律の施行に関する重要事項」という規定については、都道府県知事の判断により都道府県の林務施策全般が対象となり得るものである旨、各都道府県林務担当部長あてに「都道府県森林審議会の所掌事務の範囲について」（平成 21 年 3 月 12 日付け 20 林政企第 122 号林野庁林政部企画課長通知）を発出し、周知している。
関係省庁	農林水産省